

同月過誤処理（過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分  
を同一月に行う処理）の取り扱いについて

1 処理概要

実地指導、指導監査及び事業所等での自主審査による返還金の精算により、一度に多数の過誤申立を行った場合、過誤処理による取り下げ額（既に事業所等に支払った障害介護給付費等の返還額）が当月の支払額を上回り支払決定額がマイナスとなるケースが発生します。この様なケースを避けるため、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分を同一月に行う事務処理です。

2 処理の流れ

5月に市町村に対し、過誤申立の依頼を行った場合  
通常過誤処理

	4月	5月	6月	7月
①	サービス提供	請求 過誤調整(-)	入金	請求額を過誤調整額が上回るとマイナスになります
②		サービス提供	請求 再請求(+)	入金

※①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に当該過誤処理分の再請求を行います。

同月過誤処理

4月	5月	6月	7月
サービス提供	請求	入金	
	※同月過誤処理 過誤調整(-) 再請求(+)		
	サービス提供	請求	入金

※過誤処理と過誤処理分の再請求を同一月に行います。